

私立学校振興費補助金交付要綱（昭和 37 年 6 月 19 日岩手県告示第 482 号）

昭和 44 年 5 月 2 日	一部改正
昭和 45 年 9 月 11 日	一部改正
昭和 61 年 4 月 1 日	一部改正
昭和 62 年 7 月 28 日	一部改正
昭和 63 年 4 月 12 日	一部改正
平成元年 4 月 28 日	一部改正
平成 2 年 3 月 13 日	一部改正
平成 4 年 10 月 13 日	一部改正
平成 6 年 5 月 2 日	一部改正
平成 7 年 2 月 10 日	一部改正
平成 8 年 3 月 12 日	一部改正
平成 9 年 3 月 21 日	一部改正
平成 10 年 3 月 20 日	一部改正
平成 11 年 3 月 23 日	一部改正
平成 12 年 3 月 14 日	一部改正
平成 13 年 3 月 12 日	一部改正
平成 15 年 3 月 12 日	一部改正
平成 17 年 3 月 7 日	一部改正
平成 17 年 3 月 14 日	一部改正
平成 17 年 4 月 5 日	一部改正
平成 19 年 4 月 1 日	一部改正
平成 19 年 10 月 4 日	一部改正
平成 20 年 4 月 1 日	一部改正
平成 20 年 10 月 21 日	一部改正
平成 21 年 10 月 20 日	一部改正
平成 25 年 3 月 27 日	一部改正
平成 26 年 6 月 23 日	一部改正
平成 27 年 12 月 25 日	一部改正
平成 30 年 2 月 21 日	一部改正
平成 30 年 5 月 28 日	一部改正
平成 31 年 2 月 7 日	一部改正
令和元年 8 月 6 日	一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 2 月 2 日	一部改正
令和 3 年 4 月 27 日	一部改正
令和 4 年 1 月 19 日	一部改正

（目的）

第 1 私立学校の振興を図るため、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 6 条の規定に基づき私立

の幼稚園を設置する者で知事が適当と認めるもの及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。）（以下「学校法人等」と総称する。）がその設置する私立学校（同項の規定に基づき設置する私立の幼稚園を含む。）を運営する場合に要する経常的経費並びに学校法人がその設置する私立学校の施設の整備を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第 2 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

経 費	補助額
1 運営費 県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校（以下この項において「幼稚園等」という。）を設置する学校法人等（別に定めるものに限る。）が当該幼稚園等を運営する場合に要する人件費（役員報酬及び退職金を除く。）、教育管理経費、借入金等利息及び設備費（車両設備費を除く。）（以下「経常的経費」という。）	定 額
2 教育改革推進特別経費 教育の質の向上を図る特色ある取組みや子育て支援を推進する取組みとして次に掲げる措置を講じている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園（以下この項において「幼稚園等」という。）を県内に設置する学校法人等（別に定めるものに限る。）が当該幼稚園等を運営する場合に要する経常的経費 (1) 教育の質の向上を図る学校支援経費 ア 次世代を担う人材育成の推進 イ 次期学習指導要領に向けた取組の促進 ウ 教育相談体制の整備 エ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進 オ 安全確保の推進 カ 特別支援教育に係る活動の充実 キ 外部人材活用等の推進 (2) 子育て支援推進経費 ア 預かり保育推進事業 イ 幼稚園の子育て支援活動の推進	定 額
3 過疎地域私立高等学校運営費 県内の過疎地域（私立学校振興助成法施行令（昭和 51 年政令第 289 号）第 4 条第 1 項第 2 号ハの規定により文部科学大臣が定める地域をいう。）に高等学校を設置する学校法人が当該高等学校を運営する場合に要する経常的経費	定 額
4 特別支援教育費 県内に幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下この項において「幼稚園等」という。）を設置する学校法人等（別に定めるものに限る。）が当該幼稚園等を運営する場合に要する経費のうち心身に障がいのある幼児でその心身の障がいの程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に定める障害の程度であるもの（以下「心身に障がいのある幼児」という。）の教育に要する経常的経費	定 額
5 特色ある幼児教育等振興費 県内に幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下この項において「幼稚園等」という。）を設置する学校法人等（別に定めるものに限る。）が当該幼稚園等を運営する場合に要する経費のうち、次に掲げる幼児教育の質の向上を図る特色ある取組等を行うために要する経常的経費 (1) 財務状況の改善事業 (2) 幼稚園教諭に係る一種免許状保有の促進事業 (3) 特色ある幼児教育振興事業 (4) 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業 (5) 園務改善のための ICT 化支援事業	定 額

(6) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（新型コロナウイルス感染症対策）事業	
6 私立高等学校一般施設整備費 県内に高等学校を設置する学校法人が当該高等学校の建物を新築し、若しくは増築し、又は当該高等学校の構造上危険な状態にある建物を改築する場合に要する経費のうち本工事費及び附帯工事費	当該経費の3分の1に相当する額以内の額

(申請の取下期日)

第3 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、補助金交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間等)

第4 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、第2の表5(4)及び(5)に定める事業にあっては、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号。以下「告示」という。）に定める期間とする。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により定められた期間内において、告示の規定により処分を制限する財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(立入検査等)

第5 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第6 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第7 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、私立学校振興費補助金前金払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

別表（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	私立学校振興費補助金交付（変更交付）申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 私立学校振興費所要額調書 2 その他知事が必要と認める書類	第2号		
規則第13条第1項の規定による書類	私立学校振興費補助金請求書	第3号	1部	別に定める。
	1 私立学校振興費支出済額調書 2 その他知事が必要と認める書類	第2号		